

アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求めることに関する意見書

日米の農政担当者は本年４月に電話会談を行い、アメリカ側が食肉処理施設の査察を受け入れるかわりに、日本が輸入時に行っていた全箱確認を中止することで合意した。また、アメリカ側が20カ月齢以下という月齢制限の撤廃を要求したのに対して、日本側は検討を約束し、この直後に行われた安倍前首相とブッシュ大統領との首脳会談でも同様の確認をしている。

しかし、昨年７月のアメリカ産牛肉の輸入再々開後、胸腺の混入を初め４件もアメリカ側の輸出条件違反が続発している。これらはすべて全箱確認によって明らかになったもので、全箱確認をやめてしまえば違反は見逃され、危険な牛肉も素通りの状態になってしまう。

そもそも、違反が繰り返される背景には、アメリカのＢＳＥ対策の構造的な欠陥がある。国民の健康と食の安全を守るには、食肉処理施設の査察や全箱確認の継続は当然であり、ずさんな飼料規制を初めとする同国のＢＳＥ対策が抜本的に改善されない限り、月齢制限の撤廃など輸入条件の緩和は到底認められない。

さらに、厚生労働省が、都道府県等で独自に行っている20カ月齢以下の牛のＢＳＥ検査に対する助成を、次年度以降、打ち切ろうとしていることも重大である。都道府県等による検査は、国が20カ月齢以下を検査対象から外す中で、国民の強い願いである全頭検査を維持するものとして行われてきたものである。

国民の願いは、あくまで全頭検査の継続であり、万全のＢＳＥ対策に国がしっかり責任を持つことである。そして、不当なアメリカの圧力に屈せず、必要な安全対策を行うよう、毅然とした態度で同国に要求することである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 アメリカ産牛肉の輸入時における全箱確認を継続し、月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。
- 2 都道府県等が行う20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
農林水産大臣	若	林	正	俊	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様